

## 秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

令和4年11月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区 秋田市雄和平尾鳥字長滝および同字藤森の各一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間 令和4年12月1日から同月20日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く毎日
- 4 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所 河辺市民サービスセンター 2階大会議室
- 6 誤り等申出 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。  
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、令和3年11月測量、簿冊は令和4年11月9日現在の状況により調査して作成されたものである。